

## 令和 7 年度 第 1 回国民健康保険運営協議会議事録

### 1. 日時・場所

令和 7 年 10 月 10 日(金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 40 分  
中央公民館 1 階 第 1、2 講座室

### 2. 出席者

委 員：公 益 代 表 高橋 敦子、田中 寛孝、倉田 美恵子、清水 弘一  
医療機関代表 近藤 由幸、大橋 均  
被保険者代表 河村 京子、加藤 貴代美、苅部 美恵、岸野 利恵  
(欠席：医療機関代表 宮本 史生、神谷 雅人)

事務局：保険健康部長、国保医療課長、国保医療課長補佐兼国保年金係長

### 3. 報告事項

- (1) 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の決算について
- (2) 令和 7 年度国民健康保険税の状況について
- (3) 子ども・子育て支援金について

### 4. 諮問について

国民健康保険税の改正について

- (1) 課税額(税率等)の検証について

### 5. 概要及び経過

(午後 2 時開会)

進行：国保医療課長

- (1) 市長あいさつ
- (2) 会長の選出

会長：清水委員(田中委員の指名推薦により選出)→出席者全員異議なし

- (3) 職務代理の選出

職務代理：高橋委員(清水会長の指名推薦により選出)→出席者全員異議なし

- (4) 市長より会長に諮問書の授受
- (5) 会長あいさつ
- (6) 議事録署名の選任

議事録署名：倉田委員、河村委員

報告事項及び諮問の概要は以下のとおり

**報告事項(1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計の決算について**

会長：報告事項(1)「令和6年度国民健康保険事業特別会計の決算について」を事務局から説明してください。

事務局：報告事項(1)「令和6年度国民健康保険事業特別会計の決算について」を説明。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

会長：資料1の5ページ目にある法定外繰入の激変緩和措置分の説明と同繰入は令和7年度も利用できるのかについてお聞かせください。

事務局：激変緩和措置分とは、令和6年度と令和7年度の2年度で知立市国民健康保険税率を県の税率水準に近づけることを目的とした、一般会計からの1億円の繰入金です。令和6年度の1年度のみで税率改正を行った場合、被保険者の負担が急激に増えるため、それを緩和するために行った措置になります。令和7年度の知立市国民健康保険税率は、目標としていた県の税率水準と同等でありますので、繰入金は必要ないと考えています。

会長：特例であり恒常に使えるものではないと理解しました。法定外繰入は認められているのですか。

事務局：法定外繰入は、赤字繰入という扱いであり、国から認められているわけではありませんが、当時の状況を鑑みてやむを得ず繰入したものです。

**報告事項(2) 令和7年度国民健康保険税の状況について**

会長：続きまして、報告事項(2)「令和7年度国民健康保険税の状況について」事務局から説明してください。

事務局：報告事項(2)「令和7年度国民健康保険税の状況について」を説明。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員：資料4について、高浜市が税率改正をしていないのはなぜですか。

事務局：高浜市の担当者によると、まだ基金残高があり、基金からの繰入を行っているからとのことです。

会長：高浜市の税率改正が行われていない理由として、収納率や保健事業の質が高い等の要因はあるのでしょうか。

事務局：基金残高がある以外の特筆すべき点はないと認識しています。

**報告事項(3) 子ども・子育て支援金について**

会長：続きまして、報告事項(3)「子ども・子育て支援金について」を事務局から説明してください。

事務局：報告事項(3)「子ども・子育て支援金について」を説明。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(質問・意見なし)

## 諮問について

会長：それでは次第の 6 「諮問について」について事務局から説明してください。

事務局：「諮問について」を説明。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員：国民健康保険税の 1 人あたりの金額が上がらないようにするためにできることは何ですか。

事務局：税率に直接関わりのある収納率向上と市民の皆様の健康寿命を延ばすための起點となる特定健診の受診率向上に力を入れていきたいと考えております。

会長：他にご質問もないようですので、議事を終了し進行を事務局へお返します。

事務局：会長、ありがとうございました。これをもちまして、本日の国民健康保険運営協議会は終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後 2 時 40 分